

土浦市告示第 4 3 号

土浦市屋外広告物条例第 5 条に規定する市長が指定する地域等を定める告示

(趣旨)

第 1 条 この告示は、土浦市屋外広告物条例（平成 2 9 年土浦市条例第 4 1 号。以下「条例」という。）第 5 条に規定する市長が指定する地域等を定めるものとする。

(条例第 5 条第 2 項第 1 号ウの市長が指定する地域)

第 2 条 条例第 5 条第 2 項第 1 号ウの市長が指定する地域は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる地域とする。

文化財保護法（昭和 2 5 年法律第 2 1 4 号）の規定により指定された文化財の名称	文化財の所在地	市長が指定する地域
旧茨城県立土浦中学校本館	土浦市真鍋四丁目地内	建造物の存する敷地
上高津貝塚	土浦市上高津・宍塚地内	史跡の区域

(条例第 5 条第 2 項第 1 号エの市長が指定する地域)

第 3 条 条例第 5 条第 2 項第 1 号エの市長が指定する地域は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる地域とする。

茨城県文化財保護条例（昭和 5 1 年茨城県条例第 5 0 号）の規定により指定された文化財の名称	文化財の所在地	市長が指定する地域
前野家住宅	土浦市永井地内	建造物の存する敷地
富岡家住宅	土浦市白鳥町地内	
矢口家住宅	土浦市中央一丁目地内	
藤原藤房卿遺跡	土浦市藤沢地内	史跡の区域
土浦城跡及び櫓門	土浦市中央一丁目地内	
東城寺経塚群	土浦市東城寺地内	
真鍋のサクラ	土浦市真鍋四丁目地内	天然記念物の存する 施設の敷地
亀城のシイ	土浦市中央一丁目地内	

(条例第 5 条第 2 項第 1 号オの市長が指定する地域)

第 4 条 条例第 5 条第 2 項第 1 号オの市長が指定する地域は、次の表の左欄

に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる地域とする。

土浦市文化財保護条例（昭和51年土浦市条例第27号）の規定により指定された文化財の名称	文化財の所在地	市長が指定する地域
郁文館の正門	土浦市文京町地内	文化財の存する敷地
中貫宿本陣	土浦市中貫地内	
善応寺観音堂	土浦市真鍋三丁目地内	
土浦城旧前川口門	土浦市中央一丁目地内	
弥陀堂	土浦市粕毛地内	
水天宮本殿	土浦市川口二丁目地内	
等覚寺鐘楼	土浦市大手町地内	
東光寺瑠璃光殿	土浦市大手町地内	
大聖寺山門及び四脚門	土浦市永国地内	
鹿島神社本殿、拝殿及び鳥居	土浦市中村西根地内	
高野家住宅	土浦市神立町地内	
愛宕神社本拝殿	土浦市下高津二丁目地内	
八坂神社本殿、拝殿及び幣殿	土浦市真鍋五丁目地内	
栄稲荷神社本殿附神像及び扁額	土浦市桜町二丁目地内	

（条例第5条第2項第1号コの市長が指定する区域）

第5条 条例第5条第2項第1号コの市長が指定する区域は、霞ヶ浦（湖面に限る。）とする。

（条例第5条第2項第1号シの市長が指定する地域）

第6条 条例第5条第2項第1号シの市長が指定する区域は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる地域とする。

古墳の名称	古墳の所在地	市長が指定する区域
王塚古墳	土浦市手野町地内	古墳の存する敷地
后塚古墳	土浦市手野町地内	
常名天神山古墳	土浦市常名町地内	
今泉愛宕山古墳	土浦市今泉地内	
武者塚古墳	土浦市上坂田地内	

（条例第5条第2項第1号セの市長が認めて指定する地域等）

第7条 条例第5条第2項第1号セの市長が認めて指定する地域等は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施

設の敷地とする。

(条例第5条第2項第2号アの市長が指定する区域)

第8条 条例第5条第2項第2号アの市長が指定する区域は、次に掲げるとおりとする。ただし、集合野立広告（複数の広告物が一面を成すものであって、交差点付近に設置するものをいう。）及び電柱利用広告（電柱を利用して表示し、又は設置する広告物をいう。）については、この限りでない。

(1) 常磐自動車道の敷地境界から500メートル以内の区域

(2) 国道（常磐自動車道を除く。）の敷地境界から50メートル以内の区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域を除く。）

(3) 道路（国道を除く。）の敷地境界から5メートル以内の区域（都市計画法第2章の規定により定められた第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域を除く。）

(4) 常磐線の敷地境界から100メートル以内の区域（都市計画法第2章の規定により定められた第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域を除く。）

(5) 信号機を中心とする半径10メートル以内の区域

(条例第5条第2項第2号イの市長が指定する区域)

第9条 条例第5条第2項第2号イの市長が指定する区域は、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項第11号に規定する港湾施設用地の区域とする。

(条例第5条第4項の規定により指定する地区)

第10条 条例第5条第4項の規定により指定する特別誘導地区は、土浦市景観条例（平成23年土浦市条例第26号）第10条第1項の規定により土浦市景観計画に景観形成重点地区として指定した旧城下町とその周辺地区とする。

付 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。